

工場等の立地を
お考えのみなさま

加古川市 企業立地促進奨励金

対象業種： 製造業、情報通信業、運送業など

加古川市の工業系用途地域への工場等の新設・移設に奨励金を交付します。

土地、建物及び償却資産に係る固定資産税額の2分の1に相当する奨励金を3年間交付します。
(上限額があります)

対象

以下の要件を全て満たす工場等の立地が対象

- ・工場等の設置が加古川市における工業系用途地域で行われること。
- ・設置に係る工場等への投下固定資産額が5億円(中小企業にあっては5,000万円。ただし、新製品の開発又は製造を目的とする中小企業にあっては3,000万円)以上であること。
- ・法令等に定める公害の発生防止のための適正な措置がなされていること。

条件

奨励金の交付にあたり、以下の条件があります。

- ・操業開始から10年間、対象となる工場等を休止または廃止しないこと。 ※1
- ・操業開始から10年間、各決算年度の経営状況について報告すること。

※1 操業開始から10年の間に対象となる工場等を休止または廃止した場合、工場等の稼働年数に応じて奨励金の返還を求める場合があります。

※2 上記※1の場合以外にも奨励金の返還を求める場合があります。

※3 なお、奨励金の交付は、請求年度の予算の成立が前提となります。

申請から交付まで

□ … 事業者

□ … 加古川市

工事着工前
指定事業者の
申請

工事着工前
指定の可否
通知

指定事業
者指定

工事着手時
工事着手届

工事完成時
工事完成届

操業開始時
操業開始届

奨励金の請求及び交付
※4

奨励金交付の可否
通知

年度毎
奨励金交付申請
※3

納税の
以降の
3年間

固定資産税
賦課後
納期内に
納税

操業開始日以降において、土地・建物及び償却資産に固定資産税を賦課

※3 申請は奨励金交付の3年間毎年必要です。

※4 奨励金は、請求書に基づき当該年度の固定資産税が完納された翌年度に交付します。

その他詳細については加古川市ホームページもしくは下記問合せ先へ